



富山市告示第132号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり新設するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による富山市婦中町田島土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年3月28日

富山市長 森 雅



字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を廃止し、新たに大字「婦中町夢ヶ丘」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町田島		271番3、272番2、285番、286番1、286番2、287番1、287番2、288番1、288番2、289番1、289番2、290番から301番まで、302番1、302番2、303番1、303番2、304番、305番、306番1、306番2、307番1、307番2、308番、309番、310番1、310番2、311番1、311番2、312番、313番、314番1、314番2、315番1、315番2、316番、317番、318番1、318番

2、3 1 9 番 1、3 1 9 番 2、3 2
0 番、3 2 1 番 1、3 2 1 番 2、3
2 2 番 1、3 2 2 番 2、3 2 3 番、
3 2 4 番、3 2 5 番 1、3 2 5 番 2
、3 2 6 番 1、3 2 6 番 2、3 2 7
番から3 3 2 番まで、3 3 3 番 1、
3 3 3 番 2、3 3 4 番から3 4 5 番
まで、3 4 6 番 1、3 4 6 番 2、3
4 7 番 1、3 4 7 番 3、3 4 8 番 1
、3 4 8 番 5、3 5 3 番 5、3 5 4
番 1、3 5 4 番 4、3 5 5 番 1、3
5 5 番 4、3 5 5 番 5、3 5 6 番 1
、3 5 6 番 2、3 5 7 番 1、3 5 7
番 2、3 5 8 番 1、3 5 8 番 2、3
5 9 番 1、3 5 9 番 2、3 6 0 番 1
、3 6 0 番 2、3 6 1 番、3 6 2 番
、3 6 3 番 1、3 6 3 番 2、3 6 4
番 1、3 6 4 番 2、3 6 5 番から3
7 7 番まで、3 7 8 番 1、3 7 8 番
2、3 8 0 番から3 8 9 番まで、3
9 0 番 1、3 9 0 番 2、3 9 1 番 1
から3 9 1 番 6 まで、3 9 2 番 1 か
ら3 9 2 番 3 まで、3 9 6 番から3
9 8 番まで、3 9 9 番 1、3 9 9 番
2、4 0 0 番から4 0 2 番まで、4
0 3 番 1、4 0 3 番 2、4 0 4 番、
4 4 0 番 1、4 4 1 番、4 4 2 番 1
、4 4 2 番 2、4 4 3 番 1、4 4 3
番 2、4 4 4 番、4 4 5 番、4 4 6
番 1、4 4 6 番 2、4 4 7 番、4 4
8 番、4 4 9 番 1、4 6 4 番 1、4

		6 4 番 2、4 6 5 番 1、4 6 5 番 2 、4 6 6 番 1、4 6 6 番 2、4 6 7 番 1、4 6 7 番 4、2 8 6 番 1 地 先 から 2 9 0 番 地 先 無 地 番 水 路、2 8 6 番 2 地 先 から 3 1 9 番 2 地 先 無 地 番 道 路、3 7 9 番 1 地 先 から 6 9 5 番 地 先 無 地 番 水 路、3 9 3 番 6 地 先 から 3 9 3 番 4 地 先 無 地 番 水 路、4 0 1 番 地 先 から 4 0 2 番 地 先 無 地 番 水 路、4 0 4 番 地 先 無 地 番 水 路、4 0 5 番 1 地 先 無 地 番 道 路
婦 中 町 希 望 ケ 丘		5 0 1 番 2、7 9 1 番